

お客さま各位

株式会社 東邦銀行

外国為替取引に関する国内外の取引規制にかかるご留意事項

幣行では、お客さまより外国為替取引等を受け付けた際、外国為替及び外国貿易法（以下、外為法）及び米国財務省外国資産管理室（以下、米国 OFAC 規制）等の規制対象取引でないことを確認させていただいております。

つきましては、弊行に外国為替取引等をご依頼いただく際、規制対象取引に該当しないことを確認の上、その旨をご申告いただきますようお願いいたします。

なお、お取引の受付後においても、ご依頼いただいたお取引が当該規制に抵触する恐れがある場合には、お取引の内容を追加で確認させていただき、その結果によっては、取引の中止や取消を行う可能性がございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

<外為法における規制対象取引>

イラン、北朝鮮、ロシア、ベラルーシ関連の取引や資産凍結等経済制裁対象者との取引等が規制されています（主な規制内容は別紙をご確認ください）。規制対象取引に主務大臣の許可を取得している場合は、その旨をご申告願います。

<米国 OFAC 規制における規制対象取引>

米ドルまたは米国人が関与する取引のうち以下の取引が規制されています。

国・地域との取引規制	関係当事者の所在地、関係地にイラン、キューバ、北朝鮮、シリア、ウクライナのクリミア地域、ドネツク人民共和国（自称）、ルハンスク人民共和国（自称）が含まれている取引 （なお、ベネズエラ政府や政府関係者等が含まれている取引、ロシアとの間の一部取引についても規制されています）
制裁対象者との取引規制	関係当事者に、米国政府により特定テロリスト、特定麻薬取引者、大量破壊兵器取引者および核拡散防止上問題のある法人・個人として、制裁対象者に指定されている者が含まれている取引

※米国人とは、米国民および米国永住者、米国に所在する個人又は団体、及び米国で法人化した団体を指します。

※また、米国外の支店・子会社などの法人及び非米国法人の在米支店・子会社なども含みます。

※最新の規制内容や詳細は米国 OFAC のホームページをご確認ください。

【別紙】外為法における主な規制対象取引

北朝鮮・イラン関連規制	
貿易に関する 支払規制	・北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入または仲介貿易取引 ・北朝鮮を仕向地とする貨物の仲介貿易取引
資金使途規制	・北朝鮮・イランの核関連活動等に寄与する目的の取引
支払の原則禁止	・北朝鮮に住所や居所を有する個人若しくは、北朝鮮に主たる事務所を有する法人等への支払（これらのものにより実質的に支配されている法人等への支払）
ロシア・ベラルーシ関連規制	
貿易規制	・「ドネツク人民共和国」（自称）または「ルハンスク人民共和国」（自称）を原産地および仕向地とする輸出入取引
対外直接投資規制	・ロシアにおいて行われる事業、またはロシア法人等もしくは当該法人に実質的に支配されている法人によりロシア以外で行われる事業に係る投資 ・本邦居住者が、他の本邦居住者または非居住者と共同設立する組合等によるロシアにおける事業活動に充てるための支払 ・本邦居住者が、ロシアの個人若しくは法人等（ロシアの個人・法人等が実質的に支配する法人等を含む）と共同して設立する組合等のロシア以外で行われる事業活動に充てるための支払
役務取引規制	・ロシア・ベラルーシの個人・法人等への特定技術の提供に関する取引 ・外為法で指定されるロシア・ベラルーシの特定団体への技術の提供に関する取引 ・ロシア法人等への信託業に係る労務または便益の提供に関する取引 ・ロシア法人等への会計・監査・経営コンサルティング・建築・エンジニアリングに係る労務または便益の提供に関する取引
証券取引規制	・ロシアの政府その他政府機関等が発行した証券取得または譲渡に関する取引 ・ロシアの政府その他政府機関等による本邦における証券の発行または募集（これに伴う労務または便益の提供を含む）に関する取引 ・ロシアの特定銀行（当該銀行が株式総数/出資総額 50%以上を直接所有する団体を含む）による、本邦における証券（償還期限の定めがある場合、30 日超のものに限る）の発行または募集（これに伴う労務または便益の提供を含む）に関する取引
上限価格規制	・上限価格を超える価格で取引されるロシアを原産地とする原油または石油製品の購入または輸送に関連する本邦居住者による非居住者との金銭貸付契約または債務保証契約に係る取引
その他規制	
制裁対象者との 取引規制	・外為法で指定されるテロリスト等の資産凍結等経済制裁対象者（以下、制裁対象者）との支払等（ロシア・ベラルーシの特定の制裁対象者が株式総数/出資総額の 50%以上を直接所有する団体との支払を含む） ・制裁対象者が実質的に支配する法人等との支払等

北朝鮮 IT 労働者に関する企業等に対する注意喚起

- ・当局より「北朝鮮 IT 労働者に関する企業等に対する注意喚起」が公表されています。
- ・北朝鮮の IT 労働者が、日本人になりすましてオンラインのプラットフォーム等を利用することにより、ソフトウェア開発などの業務を受注し報酬を得ている可能性や、情報窃取等の北朝鮮による悪意あるサイバー活動に関与している可能性があるとして、日本企業に対して注意が呼びかけられています。
- ・このような北朝鮮労働者に業務を発注し、サービス提供の対価を支払う行為は、外為法等の国内法や各国関連法規制等に違反・抵触する恐れがありますのでご注意ください。
- ・北朝鮮 IT 労働者の関与が疑われる場合には、プラットフォームの管理責任者に相談するほか、関係機関にご相談ください。

【問合せ先】

- ・警察庁警備局外事情報部外事課
- ・外務省北東アジア第二課
- ・財務省国際局調査課対外取引管理室
- ・経済産業省商務情報政策局情報技術利用促進課